

記入要領

- 1 変更届の届出者は、本社とします。
- 2 「業者種別」欄は該当する番号を、また「変更事項」欄は該当するすべての番号及び項目を○で囲むこと。なお、建設工事と測量・建設コンサルタント等の両方に登録している業者は、それぞれに届出が必要です。
- 3 変更の内容が本様式欄に収まらない場合は、別紙に記載し、本様式欄に「別紙記載」と記入すること。
- 4 債権者登録が既に完了されている業者にあつては、その内容（口座番号、口座名義人等）に変更があった場合は届出を行う必要があります。詳しくは、市出納室までお問い合わせください。（市出納室 Tel0836-82-1181）
- 5 この変更届により、現在契約中の契約書は変更できません。契約先の担当課において契約の変更手続きをお願いします。

添付書類一覧

- 1 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日
許可通知書又は登録通知書（写し可）
- 2 商号又は名称（フリガナも記入）
新しい商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可。ただし、届出日前3カ月以内の日付のもの）
使用印（実印）変更届（変更第5号様式）（写し不可）
実印の印鑑証明書（写し可。ただし、届出日前3カ月以内の日付のもの）
委任状（変更第9号様式）（写し不可）年間委任していない場合は、必要ありません。
- 3 代表者の氏名（フリガナも記入）
新しい商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可。ただし、届出日前3カ月以内の日付のもの）
個人経営の代表者は身分証明書（写し可）又は誓約書（変更第6号様式）（写し不可）
変更があれば使用印（実印）変更届（変更第5号様式）（写し不可）
変更があれば実印の印鑑証明書（写し可。ただし、届出日前3カ月以内の日付のもの）
委任状（変更第9号様式）（写し不可）年間委任していない場合は、必要ありません。
- 4 営業所の名称、所在地又は郵便番号（主たる営業所、委任先の営業所、山陽小野田市内の営業所）
商業登記簿に登記してある営業所の場合は、新しい商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可。ただし、届出日前3カ月以内の日付のもの）
商業登記簿に登記していない営業所の場合は、商業登記簿等の提出は必要ありません。
委任状（変更第9号様式）（写し不可）年間委任していない場合は、必要ありません。
変更があれば使用印（実印）変更届（変更第5号様式）（写し不可）
変更があれば実印の印鑑証明書（写し可。ただし、届出日前3カ月以内の日付のもの）
※ 所在地の変更の場合は、変更後の郵便番号、電話番号及びファックス番号も記入してください。
なお、郵便番号、電話番号及びファックス番号に変更がない場合はその旨を必ず明記してください。
- 5 代理人の氏名（フリガナも記入）
委任状（変更第9号様式）（写し不可）
変更があれば使用印（実印）変更届（変更第5号様式）（写し不可）
※ 受任者の勤務する営業所が変更になる場合（例：広島支店→山口営業所）は、営業所一覧表（変更第7号様式）を添付してください。
- 6 実印、使用印
使用印（実印）変更届（変更第5号様式）（写し不可）
変更があれば実印の印鑑証明書（写し可。ただし、届出日前3カ月以内の日付のもの）
委任状（変更第9号様式）（写し不可）年間委任していない場合は、必要ありません。
- 7 電話番号又はファックス番号
添付書類は不要です。
- 8 登録部門
登録及び許可部門の追加又は削除の通知書（写し可）
- 9 山陽小野田市内の営業所の新設又は廃止（市外に本社・本店（主たる営業所）を有する業者のみ）
営業所一覧表（変更第7号様式）
※ 新設した場合は、納税証明書（税目別で法人市民税の記載のあるもの）又は法人等の設立・設置届の写し（市税務課の受付印のあるものに限る。）を添付してください。
※ 廃止した場合は、法人等の異動届（廃止）の写し（市税務課の受付印のあるものに限る。）を添付してください。
- 10 その他
上記、9項目以外については、山陽小野田市監理室（Tel0836-82-1180）にお問い合わせください。